

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

人事院規則の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる必要があるため、市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和4年3月25日

市川市長 村 越 祐 民

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第6号

市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。